

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月28日
【会社名】	株式会社日本製鋼所
【英訳名】	THE JAPAN STEEL WORKS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮内 直孝
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番 1号
【電話番号】	03 (5745) 2001 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 菊地 宏樹
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番 1号
【電話番号】	03 (5745) 2001 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 菊地 宏樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当社第92回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20.0円（普通配当17.5円、創立110周年記念配当2.5円）

総額1,469,802,080円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、宮内 直孝、東泉 豊、柴田 尚、大下 真雄、松尾 敏夫、出口 淳一郎、岩本 隆志、持田 農夫男及び出川 定男を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、渡邊 健二を選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、総額5,710万円を取締役賞与として支給する。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役及び監査役に支給する報酬の定めを月額から年額に改め、報酬額を改定する。

取締役については報酬を年額4億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,500万円以内）とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。監査役については報酬を年額9,000万円以内とする。

また、取締役の賞与は上記の年額4億8,000万円の報酬枠の範囲内にて支給する。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の社外取締役を除く取締役を対象とし、第5号議案に係る取締役の報酬額とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とし、譲渡制限期間は3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	583,689	467	32	(注)1	可決(99.67%)
第2号議案				(注)2	
宮内 直孝	538,527	45,626	32		可決(91.96%)
東泉 豊	550,002	34,152	32		可決(93.92%)
柴田 尚	562,962	21,193	32		可決(96.13%)
大下 真雄	562,966	21,189	32		可決(96.13%)
松尾 敏夫	562,966	21,189	32		可決(96.13%)
出口 淳一郎	562,120	22,035	32		可決(95.99%)
岩本 隆志	562,094	22,061	32		可決(95.98%)
持田 農夫男	568,701	15,455	32		可決(97.11%)
出川 定男	568,720	15,436	32		可決(97.11%)
第3号議案				(注)2	
渡邊 健二	565,254	18,900	32		可決(96.52%)
第4号議案	580,993	3,162	32	(注)1	可決(99.21%)
第5号議案	583,166	990	32	(注)1	可決(99.58%)
第6号議案	577,096	7,060	32	(注)1	可決(98.54%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上